

和歌山県 Wi-Fi 環境整備補助金の概要及び注意事項等について

1. 補助事業者等

- (1) 市町村
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づいて設立された法人であって商店街組織（複数の商店からなる組織をいう。）及びこれに準ずる団体であって規約等により代表者の定めがあり財産の管理等を適正に行うことができるもの
- (3) 観光に関する事業を営む者

2. 補助対象事業等

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、和歌山県内に所在する商店街の区域又は施設（次に掲げる施設を除く。）等において、別紙に定める基準を満たす Wi-Fi 環境整備を行う事業とします。

- ① 市町村が所有する施設のうち、庁舎及び当該市町村の住民が専ら利用する施設
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設及びこれに類する施設

「WAKAYAMA FREE Wi-Fi」の基準

※「和歌山フリー Wi-Fi 大作戦」を協働して進める NTT 西日本より、基準を満たす機器を提供します。

- (1) Wi-Fi アクセスポイントの識別名である SSID (Service Set Identifier) について、県が指定するものを利用すること。
- (2) Wi-Fi に接続する際、外国語表示（英語、中国語（繁体字及び簡体字）並びに韓国語）による認証手続が行われること。
- (3) Wi-Fi に接続した際に最初にアクセスするサイトについては、県の指定するサイトに転送（リダイレクト）させること。
- (4) 県が別途県有施設に整備する Wi-Fi に接続するために利用するソフトウェア（アプリケーション）により、認証手続の一元化が可能であること。
- (5) 無料かつ特定の電気通信事業者との利用契約に限定されないサービスであること。
- (6) 不正な通信等を行った端末があった場合に備え、当該端末の利用履歴を特定する等の機能を有すること。
- (7) 災害発生時等の非常時には、接続回数の制限なく使用できること。
- (8) 「WAKAYAMA FREE Wi-Fi」のステッカー等を掲示し、利用者に分かりやすく表示すること。

3. 補助対象経費

補助金の交付対象となる事業は、補助対象施設等において、Wi-Fi 環境の構築に必要な整備を行う事業とし、以下の経費が対象となります。消費税については、補助対象経費に含めることはできません。

- (1) Wi-Fi アクセスポイント、給電 HUB、LAN ケーブルその他 Wi-Fi 環境の整備に必要と認められる機器及びソフトウェアの購入費
- (2) 初期設定費及び電源設置工事費、配線工事費その他 Wi-Fi 環境の整備に必要と認められる工事費

4. 補助率等

- (1) 市町村

補助率：1/2、補助限度額：なし

- (2) 商店街組織

補助率：AP 1 台目 10/10、補助限度額：150 万円

補助率：AP 2 台目以降 2/3、補助限度額：1 台あたり 100 万円

- (3) 観光事業者

補助率：AP 1 台目 10/10、補助限度額：15 万円

補助率：AP 2 台目以降 2/3、補助限度額：1 台あたり 10 万円 総額最大 205 万円

5. 申請受付期間等

- ・平成 27 年 6 月 24 日（水）から**平成 27 年 12 月 25 日（金）※**の午前 9 時から午後 5 時まで（土曜、日曜、祝日等の閉庁日を除く） **※申請受付期間を延長しました。**
- ・申請に係る補助対象経費の額が、予算額を超えた時点で受付を終了します。受付したものから順次、補助対象者の資格要件等を審査し予算の範囲内で決定します。

6. 注意事項**(1) 事業の変更・中止等の手続きについて**

以下の場合には、事業の変更・中止等の手続き等が必要となります。速やかに県相談窓口までご連絡下さい。変更の手続きを経ないで実施された事業に関しては、補助金を交付することができない場合があります。必ず事前に御相談ください。

- ・交付決定を受けた補助金の額を変更する場合
- ・補助対象事業の内容の変更をしようとする場合（補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合を除く。）
- ・補助対象事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合（当該事業費の額の 20 パーセント以下の増減を除く。）
- ・補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- ・補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合

(2) 管理・運用について

当該補助金により取得したWi-Fiアクセススポット等は、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、5年間運用して下さい。5年以内に運用を止める場合には、県相談窓口まで事前にご相談下さい。

(3) 適正な書類の整理について

見積書や契約書等の事業の実施を証する書類、請求書・領収書など経費の支出を証する書類がない場合には、補助金を交付できない場合がありますので、適正な管理に努めて下さい。また、補助に関する書類は、5年間（2021年3月末まで）保存しなければなりません。

(4) 会計検査院の調査への協力

国の会計検査院の調査が実施された場合には上記補助に関する書類、及びそれに関連する書類等を提出しなければならない場合があります。

7. 相談・申請窓口**補助金制度相談・申請窓口**

受付時間
平日 午前9時～午後5時

地域	担当	電話番号
和歌山市	観光局 観光交流課 新観光推進班	073-441-2787
海南市・紀美野町	海草振興局 地域振興部 企画産業課	073-441-3372
紀の川市・岩出市	那賀振興局 地域振興部 企画産業課	0736-61-0014
橋本市・かつらぎ町・九度山町・高野町	伊都振興局 地域振興部 企画産業課	0736-33-4909
有田市・湯浅町・広川町・有田川町	有田振興局 地域振興部 企画産業課	0737-64-1286
御坊市・美浜町・日高町・由良町 印南町・みなべ町・日高川町	日高振興局 地域振興部 企画産業課	0738-24-2946
田辺市・白浜町・上富田町・すさみ町	西牟婁振興局 地域振興部 企画産業課	0739-26-7947
新宮市・那智勝浦町・太地町 古座川町・北山村・串本町	東牟婁振興局 地域振興部 企画産業課	0735-21-9649

アクセスポイント（Wi-Fi機器）相談窓口

受付時間
平日 午前9時～午後5時

NTT西日本 和歌山支店 お客様相談窓口	0120-947-376
----------------------	--------------

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。